

奈良県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピューターを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象とする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、法に基づく施策として感染症発生動向調査が位置づけられた。本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

(1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

二類感染症

(8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ（H5N1）、(14) 鳥インフルエンザ（H7N9）

三類感染症

(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

四類感染症

(20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) エムポックス、(25) 黄熱、(26) オウム病、(27) オムスク出血熱、(28) 回帰熱、(29) キャサヌル森林病、(30) Q熱、(31) 狂犬病、(32) コクシジオイデス症、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥イン

フルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(44)ニパウイルス感染症、(45)日本紅斑熱、(46)日本脳炎、(47)ハンタウイルス肺症候群、(48)Bウイルス病、(49)鼻疽、(50)ブルセラ病、(51)ベネズエラウマ脳炎、(52)ヘンドラウイルス感染症、(53)発しんチフス、(54)ボツリヌス症、(55)マラリア、(56)野兎病、(57)ライム病、(58)リッサウイルス感染症、(59)リフトバレー熱、(60)類鼻疽、(61)レジオネラ症、(62)レプトスピラ症、(63)ロッキー山紅斑熱

五類感染症(全数)

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、(79)多剤耐性緑膿菌感染症、(80)梅毒、(81)播種性クリプトコックス症、(82)破傷風、(83)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(84)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(85)百日咳、(86)風しん、(87)麻しん、(88)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(114)新型インフルエンザ、(115)再興型インフルエンザ、(116)新型コロナウイルス感染症、(117)再興型コロナウイルス感染症

指定感染症 該当なし

2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(89)RSウイルス感染症、(90)咽頭結膜熱、(91)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93)感染性胃腸炎、(94)急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、(95)急性出血性結膜炎、(96)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(97)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(98)新型コロナウイルス感染

症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、（99）水痘、（100）性器クラミジア感染症、（101）性器ヘルペスウイルス感染症、（102）尖圭コンジローマ、（103）手足口病、（104）伝染性紅斑、（105）突発性発しん、（106）ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、（107）ヘルパンギーナ、（108）マイコプラズマ肺炎、（109）無菌性髄膜炎、（110）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、（111）流行性角結膜炎、（112）流行性耳下腺炎、（113）淋菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

（118）発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象

（119）発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたものの。

第3 実施主体

県が実施主体となり、県医師会等の協力を得て実施する。但し、必要に応じて事業の一部を委託することができる。

第4 実施体制の整備

情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制を整備するものとする。

1 奈良県感染症情報センター

奈良県感染症情報センター（以下「県センター」という。）は、県内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、全国情報と併せて、これらを速やかに保健所、県医師会等の関係機関及び県民へ提供するために、保健環境研究センター内に設置する。

2 保健所

保健所は、感染症について患者情報等を収集し、県センター及び本庁疾病対策課へ

報告するものとする。また、県センターから提供のあった情報を市町村等へ提供するものとする。

3 保健環境研究センター

保健環境研究センターは、県域内（奈良市を除く。）における本事業に係わる患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）の検査を実施する。また、診断した医師等より送付された検体等について、別に定める奈良県保健環境研究センター病原体等検査業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努める。その結果については速やかに診断した医師に通知するとともに検査情報として、県センター等へ報告するものとする。

4 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- （１）本庁疾病対策課は、定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第１４条第１項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、法第１４条第１項に規定する指定届出機関として、別に定める「奈良県感染症発生動向調査実施要領（以下「要領」という。）」第４の２及び第５の２により患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- （２）本庁疾病対策課は、定点把握対象の五類感染症について、検体等を収集するため、別に定める要領第４の２により病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第７条の３に規定する五類感染症については、法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。
- （３）４の（１）及び（２）によりあらかじめ選定された当該定点を知事が指定する。なお、定点の指定期間は２年とするが再指定を妨げるものではない。

第５ 地方感染症発生動向調査委員会

本事業の推進にあたり、「感染症発生動向調査実施要綱」第４の４の（２）に規定する地方感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、感染症発生動向調査により収集された情報について、医学的・疫学的見地から総合的に分析及び評価を行うとともに、感染症の発生及びまん延の兆候並びにその要因を把握するため、必要な意見及び助言を行うものとする。

委員会は、「奈良県感染症対策連携協議会部会設置要領」第２条により設置する発生動向・入院医療部会とする。

第６ 感染症対策アドバイザー

本庁疾病対策課は、定点医療機関等における臨床的知見に基づき、感染症発生動向の把握に関する助言を行う感染症対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を任命する。

アドバイザーは、本庁疾病対策課及び県センターの依頼に応じて、感染症発生動向調

査により収集された情報について、診療現場の状況及び臨床的知見を踏まえ、助言を行うものとする。

第7 実施方法等

別に定める要領により行う。

附 則

この実施要綱は、平成15年11月5日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月9日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年4月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成30年4月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成31年4月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和2年2月1日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和4年10月31日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和5年5月8日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和5年5月26日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和7年4月7日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和8年4月6日から施行する。ただし、「保健研究センター」を「保健環境研究センター」に改める部分並びに「地方感染症発生動向調査委員会」及び「感染症対策アドバイザー」に改める部分については、令和8年4月1日から施行する。